

四国地方整備局訓令第13号

仁淀川流域学識者会議規約を次のように定める。
平成24年12月26日

改正 平成29年5月18日四国地方整備局訓令第8号

四国地方整備局長

仁淀川流域学識者会議規約

(趣旨)

- 第1条 「仁淀川水系の河川整備」に関して、学識経験を有する者が意見交換を行うとともに、次に掲げる事項のうち、1、2、3(一)は四国地方整備局長(以下「局長」という。)及び高知県知事(以下「知事」という。)に、3(二)は局長に意見を述べるため四国地方整備局に仁淀川流域学識者会議(以下「学識者会議」という。)を置く。
- 1 仁淀川水系河川整備計画(「以下、河川整備計画」という。)の策定、変更(河川法16条2第3項)
 - 2 河川整備計画策定後の点検
 - 3 河川整備計画に基づいて実施される事業の評価
 - 一 再評価及び事後評価の対象となる事業(国土交通省所管公共事業の再評価実施要領及び国土交通省所管公共事業の完了後の事後評価実施要領)
 - 二 計画段階評価の対象となる事業(国土交通省所管公共事業の計画段階評価実施要領)

(構成)

- 第2条 委員は、仁淀川流域に関して学識経験を有する者のうちから局長及び知事が委嘱する。
- 2 学識者会議は、委員9名で構成する。
 - 3 委員の任期は2年以内とし、再任を妨げない。ただし、委員が欠けた場合における補欠の委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(議長)

- 第3条 学識者会議には議長を置くこととし、委員の互選により定める。
- 2 議長は、学識者会議の議事を進行する。
 - 3 議長に事故あるときは、議長があらかじめ指名する委員がその職務を代理する。

(事務局)

- 第4条 学識者会議の事務局は、四国地方整備局に置く。
- 2 事務局員は、四国地方整備局河川部、高知河川国道事務所、及び高知県土木部に属する職員をもって充てるものとする。
- 3 事務局は、学識者会議の運営に当たる。
- 4 事務局は、学識者会議の秩序を維持するため、次の各号に掲げる者を退場させることができる。
- 一 学識者会議の秩序を乱した者
 - 二 議事進行に必要な事務局の指示に従わない者

(会議の開催)

- 第5条 学識者会議は、局長及び知事が開催する。

(部会の設置)

- 第6条 学識者会議は、第1条1～3に掲げる業務を円滑に進めるために、部会を設置することができる。

(情報公開)

- 第7条 学識者会議は公開するとともに、議事録については公表する。

(雑則)

- 第8条 この規約に定めるほか、学識者会議の運営に関し必要な事項は、局長及び知事が委員の意見を聴いて定める。

附 則

(施行期日)

この規約は、平成25年 1月22日から施行する。

附 則

この規約は、平成25年 6月18日から施行する。

附 則

この規約は、平成26年12月 3日から施行する。

附 則

この規約は、平成29年 5月18日から施行する。